

第 10 回道泉地区協議会 結果について（報告）

日 時	令和元年 6 月 7 日（金） 19:00～20:10 於：道泉地域交流センター
配布資料	別添のとおり
【議題】※司会進行：事務局	
1 あいさつ	
加藤道泉連区自治連合会会長より挨拶がされた。	
教育部長より挨拶がされた。	
2 参加者紹介	
事務局から、本日は協議会役員、各グループ代表者、小・中学校代表者、地域代表者、オブザーバー 2 名の出席があることが報告された。	
3 協議事項	
○ にじの丘学園通学支援方法について	
市長：今年に入ってから、道泉連区からの切実な声を聞いてほしいと言うことで、79 通ものアンケートをいただいている。その思いについては私のみならず教育委員会内でも真摯に受け止め、極力その思いに答えられるよう協議してきた。そのため、回答が遅くなったことに対し、お詫びを申し上げる。	
ことの始まりは、市内小中学校の児童生徒数のバランスにばらつきがあり、このままでは子供たちの良質な教育環境を考える上で問題であるということから、十数年前より「適正規模・適正配置」という考えがあった。具体的には平成 28 年の春先から、諸々検討しながら進めてきたが、多くの方からアンケートのみならず市長メッセージ等でも切実で多様な意見をいただいていた。どれも子供を思う親の気持ちがにじみ出た意見ばかりである。しかしながら、バランスのとれた公平な政策というのもまた、必要な観点である。	
そして今日は、1 つの結論として、後ほど申し上げる策を持ってきた。	
第一には、何がなんでも通学の安全の確保をしなければいけない。本市では徒歩通学が原則であるが、統合により通学区域が広がる中で、そういった子どもたちにどのように対応すべきかという観点から、一定以上の距離については路線バスを活用した通学が必要であるという結論を出した。	
次に、その費用をどうするかという問題がある。それを協議する上で 2 つの観点があった。	
1 つは、距離の違いによって同じ道泉連区の中でバスに乗る人と乗らない人の不公平感が出ないだろうかという問題。もう 1 つは、瀬戸市全体を見渡した時、現状大変遠くから徒歩通学をしている子どもたちがいるという現実があり、その方たちへの不公平感が出ないだろうかという問題である。そこで、運賃のいくらかをご負担いただくのではなく、バスの運行協力金としてなんとかご負担をいただきたいという結論を出した。	
もちろん、最近不穏な事件や事故が多く、通学路の安全確保については本市にとっても極	

めて重要な問題であるため、その対策等について継続して関係機関と協力の上、安全確保に努めていく。

○「にじの丘学園 通学支援方法について」の資料に基づき、説明。

- ・ 1.5km という距離を一旦取り払い、バスに乗るか乗らないかという視点である。
- ・ 支援の対象は学区全体、中学生を含めて対象としている。
- ・ 小学生は通学班を編成して通学する必要があるので、学校を通じてバスの使用調査を秋頃に行う予定である。
- ・ 運行協力金として月額500円、年額6000円のご負担をいただきたい。
- ・ 川崎の事件を受け、地域の皆さんと協働して安全にバスの乗降ができる体制を作りたい。
- ・ 校区外通学については、隣接学校選択制の復活でもなく、特定区域でもない。
条件①学校の統合・移転に伴い就学先の場所が変更した場合
条件②移転・統合した学校と自宅から最も近い校区外の学校を比較して、その通学距離に2キロ以上差があるとき
これらの2つの条件を両方満たす場合、自宅から最も近い校区外の学校へ通学できることとする。
- ・ 大前提として5地区の皆さんにはにじの丘に通っていただきたいが、それらの条件に当てはまる場合、個別に対応できたらと思い、この策を示した。
- ・ 具体的にはにじの丘まで3キロ超程度の下陣屋町は水南小学校まで1キロ程度である。こういった場合、水南小学校へ行くことができる。あくまでも個別案件として対応していく。
- ・ 通学路の安全対策は今までのように関係機関と協働して行っていく。

事務局：跡地利用については後日対応とします。

3 その他

質疑応答

質問1：路線バスを活用した通学については、ダイヤ編成やバス停の安全対策含め、最後まで市に対応してもらう前提の上での通学でよいのか。協力金を出すから後は地域に丸投げするというわけではないのか。

回答1：これまで皆さんと協議してきた部分が前提の上での結論であるので、それらの点についても市が最後まで対応していく。

質問2：バスの乗り場については、こういった結論になったのか。

回答2：今まで協議してきたとおり、パルティから祖母懷橋までである。

質問3：お金を払いたくないなら乗るなということか。義務教育なのにお金を払わないといけなのか。

回答3：義務教育なのになぜお金を払わないといけないのか、という意見はいただいております、そういった意見があることは十分承知している。ただ一方で、他の地域では遠路から通学している子どもたちもあり、市全体のことを考える必要もあるのが現実である。通学場

所が変わり、通学距離が長くなったということで今回の案を提示した。

質問 4 : 校区外通学の条件に「2キロ以上」とあるがその根拠はなにか。

回答 4 : 概ね子供たちが徒歩通学をする上で、2キロを境に負担が大きくなると考えている。

質問 5 : 支援内容②にある協働の内容はどのようなものを想定しているのか。

回答 5 : 子どもたちがバスに安全に乗降できるよう見守り隊を行っていただくなどの御協力をいただけたらと考えている。人員配置について費用を市費から支出することも考えられる。具体的には今後決定していく。

質問 6 : 中学生も校区外通学の条件2キロについても適用されるのか。

回答 6 : 校区外通学はもともとある制度である。今回、小学生を対象にと想定しているが、中学生も条件は変わらない。小学生で水南にいった場合、小学校卒業時ににじの丘へ進学するか、南山へ進学するか選択する。

質問 7 : 人員配置はどういった人を想定しているか。

回答 7 : 雇ったものになるのか、ボランティアになるのか、それらを含めて今後地域と協議していきたい。

質問 8 : 希望者は全員路線バスに乗れるということか。

回答 8 : 事前に調査をし、希望があれば乗ることができる。ただし、小学生は特に通学班を編成したいので、雨が降ったから今日はバスに乗る、というようなことではなく、常時バスを通学に利用していただくことが条件である。

質問 9 : 道泉小学校から水無瀬中学校へ進学する子が多かったかと思うが、今年の6年生が水無瀬中学校に行くことはできないのか。

回答 9 : 個別案件として対応するため、この場で可能性の有無の提示はできない。

意見 1 : そもそもこんなに近くに道泉があるのににじの丘に通わなければいけないこと自体が不公平だと思っている。だから、無料でバスを使って通学することができたとしても、我々が持っている不公平感が必ずプラスに傾くわけではない。もっと遠い場所から通学している子どもがいるというが、それはその前提でその場所に住んでいるのであり、その理由で公平や不公平を謳われるのは。そもそもの考えとしてずれている。

質問 10 : 一般の人が乗るバスに子どもたちが乗るということである。祖母懷橋まで一緒にバスに乗っていくという意味での人員配置か。

回答 10 : それを含めて今後協議していく。ただ、シャトル形式のバスを想定しているので、一般の方が乗車する可能性は低いと考えている。

質問 11 : 人員配置についてはいつまでに回答があるのか。

回答 11 : 秋か、今年中には回答したいと考えている。

質問 12 : 校区外通学について、今後もずっと続く制度なのか。

回答 12 : そう考えている。

事務局 : ある程度、妥協点を設けることも必要である。このままではいつまで経っても平行線であるから、今日の案をプラスにとらえることも必要ではないか。

センター長 : 進展がなくここまで来てしまっていることがそもそも問題で不満に思っている。今日のような回答がもっと早く出れば、まだ議論ができた。今まで何度地区協議会を開催して

もずっと変わらない回答ばかりで、なぜそんなに回答を引き延ばすのか、それが大変不満だった。しかし教育委員会が新体制になったことで、今日のような結果がでた。内容的に皆さん意見はあるかと思うが、今日ここまで進展したのは、個人的には教育部の努力かとおもう。しかしまだ安全の面で課題はあるわけで、学校まで直接送ってもらえないのか等、保護者からそういった声は今でも聞こえてくる。市役所にも都合もあるだろうが、なんとかパルティ以外にもう一ヶ所乗降場所が作れないか、もう一度そういったことも考えてほしい。パルティからバスに乗るくらいなら学校まで車で送った方がいいという声も聞こえる。でも全員が車でにじの丘まで行ったらパニックになってしまう。一気にここまで進展したことに対し、市役所の努力はよく伝わった。ただ、もっと安心感をもってもらえるよう、もっと努力していただけると、保護者の安心感が違ったものになると思う。

質問 13 : 月 5 0 0 円、年 6 0 0 0 円ということで夏休み期間も協力金を払うのか。

回答 13 : その通りです。

質問 14 : 校区外通学について、いま道泉小学校に通っている子も水南小学校に転校できるということか。

回答 14 : 転入学も含めての対応なので、可能である。個別案件として学校教育課で対応する。

質問 15 : 校区外通学の条件は 2 つとも該当する必要があるのか

回答 15 : その通りです。

三木議員 : 地区協議会での検討の材料として、もう少し詳細な内容を提示してほしい。校区外通学についてもそうであるし、徒歩通学する子どもが 1 人だけいた場合の通学班をどうするのか、下校時間が早い日はどうするのか等、詳細な内容の提示が必要である。

質問 16 : 校区外通学は、いつまで相談可能なのか。

回答 16 : 新入学については 8 月 1 6 日まで、転入学は随時受付をしている。

意見 3 : 我々がお金のことばかりを気にしているように感じるが、金額は二の次であり、安全が一番大切な部分である。次回はその部分についてわかる資料の提示をしてほしい。

質問 17 : また特別支援学級の子どもの通学はどうなるのか。

回答 17 : 障害の種類や程度によっても変わってくるので、学校と保護者での相談のなかで決まってくるものと考えている。

次回は未定